

■議案第62号 四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

【要旨】

国民健康保険においては、特別な理由がある被保険者に対し、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第77条の規定に基づき、市町村は条例で定めるところにより国民健康保険税の減免を行うことができるとされています。

今般、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策（令和2年4月7日閣議決定）において「感染症の影響により一定程度収入が下がった方々等に対して、国民健康保険、国民年金等の保険料の免除等を行う。」とされたことを踏まえ、所要の規定を整備するものです。

【減免の対象となる世帯】

- ① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」といいます。）の減少が見込まれ、次のアからウの全てに該当する世帯
 - ア 事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額があるときは、当該金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上
 - イ 前年の合計所得金額が1,000万円以下であること。
 - ウ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下

【減免の対象となる国民健康保険税】

令和元年度分及び令和2年度分の国民健康保険税（令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているものに限り、被保険者の資格の取得に係る届出を14日以内に行わなかったことにより、令和2年1月以前の納期に係る納期限が同年2月1日以後に定められているものを除く。）

【減免額】

上記対象世帯の「①」に該当する場合は全額免除、「②」に該当する場合は次表 1 の対象保険税額 (D) に表 2 の前年の合計所得金額の区分に応じた減免割合 (E) を乗じて得た額を減免します。

表 1	対象保険税額 (D) = (A) × (B) / (C)
	(A) : 当該世帯の被保険者全員について算定した国民健康保険税額 (B) : 減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額 (C) : 被保険者の属する世帯の主たる生計維持者及び当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した前年の合計所得金額

表 2	前年の合計所得	減免割合 (E)
	300 万円以下であるとき	10 分の 10
	400 万円以下であるとき	10 分の 8
	550 万円以下であるとき	10 分の 6
	750 万円以下であるとき	10 分の 4
	1,000 万円以下であるとき	10 分の 2

【施行期日等】

公布の日から施行し、令和 2 年 2 月 1 日から適用します。

【新旧対照表】

別紙のとおり

【根拠法令】

国民健康保険法（抜粋）

（保険料の減免等）

第 77 条 市町村及び組合は、条例又は規約の定めるところにより、特別の理由がある者に対し、保険料を減免し、又はその徴収を猶予することができる。